

○広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則

平成十六年六月二十五日規則第四十七号

改正

平成一七年 七月二五日規則第七四号

平成一七年一二月二二日規則第九一号

平成一八年 四月二一日規則第四七号

平成一九年 四月 一日規則第四九号

平成一九年 六月一四日規則第七〇号

平成一九年一二月二〇日規則第九七号

平成二二年 六月二八日規則第五三号

令和 元年 七月 四日規則第三二号

令和 三年 七月三〇日規則第七八号

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則をここに公布する。

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十六年広島県条例第二十八号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定める。

(募集)

第二条 知事は、指定管理者の指定を行うときは、あらかじめ、公の施設ごとに、指定管理者の指定を受けるために必要な資格、申請の期間その他申請に必要な事項を定めるものとする。

2 知事は、法人その他の団体であって指定管理者の指定を受けようとするもの（以下「申請者」という。）を、前項に定める事項を明示して、公募するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、知事は、公の施設の性質若しくは目的又は整備の手法に照らして、公募しない公の施設を別に定めることができる。

4 公募に関し必要な事項は、この規則で定めるもののほか、知事が定める。

(申請書等の提出)

第三条 条例第二条の規定による申請は、指定管理者の指定を行う公の施設（以下「指定予定施設」という。）ごとに知事が定める申請の期間内に、別記様式第一号による申請書に次の各号に掲げる事項を記載した事業計画書及び次項各号に定める書面を添付して行わなければならない。

一 指定予定施設の管理及び運営に関する基本方針

- 二 指定管理者として指定を受けようとする期間（以下「指定予定期間」という。）内の年度ごとの指定予定施設の管理及び運営に関する業務の実施計画
 - 三 指定予定期間内の年度ごとの指定予定施設の管理及び運営に関する業務に係る収支計画
 - 四 指定予定施設の管理及び運営に関する組織体制
 - 五 前各号に定めるもののほか、指定予定施設ごとに知事が必要と認める事項
- 2 条例第二条第二号の規則で定める書面は、次の各号に掲げる書面とする。
- 一 定款、寄附行為その他これらに準ずるもの
 - 二 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本
 - 三 申請書を提出する日の属する事業年度の前年度の申請者に関する事業報告書、収支計算書、貸借対照表、財産目録その他経営の状況を明らかにする書類
 - 四 申請書を提出する日の属する事業年度の申請者に関する事業計画書及び収支予算書
 - 五 前各号に定めるもののほか、指定予定施設ごとに知事が必要と認める書類
- （審査及び選定）

第四条 知事は、条例第三条の定めるところにより申請の内容を総合的に審査し、指定管理者の候補者を選定するため、指定予定施設ごとに同条各号の基準に基づき具体的な審査の項目を定めるものとする。

- 2 知事は、条例第三条各号に定める基準及び前項の審査の項目により審査を行い、指定管理者の候補者を選定するものとする。
 - 3 その他申請の内容の審査及び指定管理者の候補者の選定に必要な事項は、知事が定める。
- （指定の告示等）

第五条 知事は、条例第三条の規定により指定管理者を指定したとき又は条例第六条第一項の規定により指定管理者の指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

- 2 指定管理者は、その名称、主たる事務所の所在地又は代表者を変更したときは、遅滞なく、その旨を別記様式第二号により知事に届け出なければならない。
 - 3 知事は、前項の届出があつた場合には、その旨を告示するものとする。
- （事業報告書の作成及び提出）

第六条 条例第四条の事業報告書の様式は、別記様式第三号のとおりとする。

- 2 条例第四条第四号に定める指定管理施設の管理の実態を把握するために必要なものとして規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。
- 一 指定管理施設の管理業務の実施に関し改善すべき事項がある場合には、その内容

二 その他指定管理施設ごとに知事が定める事項

(その他)

第七条 この規則の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(教育委員会に対する事務委任規則の一部改正)

2 教育委員会に対する事務委任規則（昭和四十六年広島県規則第八十三号）の一部を次のように改正する。

第三条中「管理」の下に「、指定管理者の指定」を加える。

附 則（平成一七年七月二五日規則第七四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一七年一二月二二日規則第九一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一八年四月二一日規則第四七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一九年四月一日規則第四九号抄）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一九年六月一四日規則第七〇号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一九年一二月二〇日規則第九七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二二年六月二八日規則第五三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年七月四日規則第三二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年七月三〇日規則第七八号）

この規則は、令和三年八月一日から施行する。

指定管理者指定申請書

平成 年 月 日

広島県知事様

郵便番号
主たる事務所の所在地
申請者 名称
代表者氏名
電話番号

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第2条の規定により、次のとおり 注1 の指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 定款、寄附行為その他これらに準ずる書類
- 3 法人にあっては、登記簿謄本
- 4 申請書を提出する日の属する事業年度の前年度の申請者に関する事業報告書、収支計算書、貸借対照表、財産目録その他経営の状況を明らかにする書類
- 5 申請書を提出する日の属する事業年度の申請者に関する事業計画書及び収支予算書
- 6 その他知事が必要と認める書類

- 注 1 指定管理者の指定を受けようとする公の施設の名称を記載すること。
2 不用の文字は、消すこと。
3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とすること。

変 更 届 出 書

平成 年 月 日

広 島 県 知 事 様

郵便番号
主たる事務所の所在地
申請者 名称
代表者氏名
電話番号

名称
次のとおり 主たる事務所の所在地 を変更したので、広島県公の施設における指定管
理者の指定手続等に関する条例施行規則第5条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

指 定 管 理 施 設 の 名 称	
変 更 の 内 容	
変 更 年 月 日	平成 年 月 日

- 注 1 登記簿謄本等変更を証する書面を添付すること。
 2 不用の文字は、消すこと。
 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とすること。

事 業 報 告 書

平成 年 月 日

広島県知事様

郵便番号
主たる事務所の所在地
申請者 名称
代表者氏名
電話番号

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第4条の規定により、次のとおり事業報告書を提出します。

- 1 指定管理施設の名称
- 2 指定管理施設の管理業務の実施状況及び利用者の利用状況
- 3 指定管理施設の利用に係る料金の収入実績
- 4 指定管理施設の管理に係る経費の収支状況
- 5 指定管理施設の管理業務の実施に関し改善すべき事項がある場合には、その内容
- 6 その他指定管理施設ごとに知事が定める事項

- 注 1 記載事項を欄内に記入できないときは、別紙に記載し、添付すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とすること。